

# 仕 様 書

## 1. 業務名

無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業業務委託（編集）

## 2. 目的

無形文化財・選定保存技術を一般県民に広く周知し理解を深めるため、映像と写真による記録を行い技術の継承・普及を図るとともに、撮影した全ての映像及び写真の整理を行い、アーカイブとして保存する。

「地域の新たな魅力」を発見・発信し、「自らが生まれ育った『郷土』への誇り・愛着」を醸成するため、映像と写真について（仮称）奈良県国際芸術家村における展示・教育用素材として活用する。

## 3. 業務委託内容

①以下の3件について、未編集の映像データをもとに、普及用映像（約30分）を編集する。

- ・茅葺…隅田隆藏 \*H28撮影済
- ・能楽大鼓（革）製作…木村幸彦 \*H29撮影済
- ・奈良晒の紡織技術…奈良晒技術保存会 \*H29撮影済

※別添「無形文化財・選定保存技術伝承・活用事業（編集）撮影済映像の工程一覧」を参考のこと。

②編集計画を作成し、スケジュール管理、シナリオの作成を行うこと。

③ディレクターを1名配置すること。

④適時、撮影対象に関する資料（報告書・研究書・映像）の収集、取材調査を行い、編集に取り入れること。

## 4. 成果品

### (1) 成果品

- ・映像は、字幕及びナレーション、BGMを付けて約30分に編集し、DVD20枚を製作し納品すること。また、県が指定する送付先（10カ所程度）に郵送すること。
- ・映像をyoutubeにアップロード可能な形式に変換し、納品すること。
- ・なお、撮影した全ての映像と写真は簡単な整理（日付・時間・工程・場面名等）の後、デジタルデータは元データ及び県が指定した形式（例えば映像ならMPEG4形式及びDVD再生形式等）に変換したデータを記録保存用デジタルデータとしてポータブルの外付けハードディスクに収録して納品すること。

### (2) 納品期限

平成31年3月29日（金）

### (3) 納品場所

奈良県教育委員会事務局文化財保存課

## 5. 応募条件

過去10年間に「国指定の重要無形民俗文化財または無形文化財（工芸技術）」、「都道府県指定・選択・登録の無形民俗文化財または無形文化財（工芸技術）」、「国選定の文化財保存技術」、「都道府県選定の文化財保存技術」に該当する文化財の記録映像の作品製作（撮影・編集・DVD作成まで全て）にかかる複数の実績があること。

## 6. 著作権等の帰属

この契約により作製される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を奈良県（以下「県」という。）に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表できることができるものとする。

- (3) 受託者は、県の書面による同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 全ての情報発信において、後の年度において県の費用負担が発生することはないものとする。

## 7. 提出書類等

受託者は、業務実施計画書、業務工程表、その他県が指示する書類を作成し、県の確認を受けることとする。

## 8. 協議記録の作成

本業務の遂行にあたり、必要に応じて県と受託者は協議を実施する。なお、協議があった場合は、受託者はその内容について協議記録を作成し、県の確認を受けることとする。

## 9. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 10. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの申請手続きの必要が生じた場合は、原則として受託者において対応するものとする。

## 11. 奈良県公契約条例に関する遵守事項

『<別紙>公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。

## 12. その他の事項

### (1) 再委託について

受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

### (2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

### (3) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。